

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「建築物は」を「政令第十六条第一項各号に掲げる建築物以外の特定建築物は」に、「当該建築物」を「政令第十六条第一項各号に掲げる建築物及び当該特定建築物」に改め、「時期は」の下に「、政令第十六条第一項各号に掲げる建築物にあつては同表(い)欄の当該各項に掲げる用途に応じ、同表(に)欄の当該各項に掲げる時期とし、当該特定建築物にあつては」を加え、同項の表(四)項(い)欄中「マーケット」を「マーケット、展示場」に改める。

第十八条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第一項を次のように改める。

政令第十六条第三項第一号に規定する昇降機及び政令第三百三十八条第二項各号に掲げる工作物に係る法第十二条第三項の規定による報告の時期は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとし、政令第十六条第三項第二号に規定する防火設備に係る法第十二条第三項の規定による報告の時期は毎年四月一日から十二月二十五日までとする。

第十八条第二項中「建築設備（昇降機等を除く。）」を「政令第十六条第三項各号に掲げるもの以外の特定建築設備等」に、「当該建築設備」を「当該特定建築設備等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第十六条第三項第一号に規定する昇降機（政令第二百二十九条の三第一項第三号に掲げる小荷物専用昇降機に限る。）及び政令第十六条第三項第二号に規定する防火設備に係るこの規則による改正後の建築基準法施行細則第十八条第一項の規定の適用について

は、平成三十年三月三十一日までの間は、同項中「昇降機」とあるのは「昇降機（政令第二百二十九条の三第一項第三号に掲げる小荷物専用昇降機を除く。）」と、「とし、政令第十六条第三項第二号に規定する防火設備に係る法第十二条第三項の規定による報告の時期は毎年四月一日から十二月二十五日までとする。」とあるのは「とする。」とする。